

令和8年度 医療費控除の明細書

住所 _____

氏名 _____

市民税・県民税の申告をされる方で医療費控除の適用を受ける場合は、以下のフローチャートにより必要な事項をご記入ください。

どちらの医療費控除を選択しますか(併用不可)

医療費控除

※原則、医療費の自己負担額が100,000円以上の方が適用可能

セルフメディケーション税制

※スイッチOTC医薬品の購入費が12,000円以上の方が適用可能

健康の保持増進及び疾病予防への取組を記入してください

(1)取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診断
	<input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> がん検診	<input type="checkbox"/> ()
(2)発行者名 (保険者名、勤務先、市町村医療機関等)			

(※取組を明らかにする「特定健康診査・予防接種等」の書類の提示又は添付は不要です。ただし書類は自宅で5年間保存していただく必要があります。)

支払った医療費等の明細を記入してください

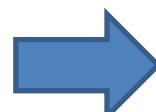
医療を受けた方	続柄	病院・薬局等の支払先の名称	治療内容・医薬品名等	対象となる支払金額	支払った医療費のうち生命保険や社会保険で補てんされる金額
				円	円
合計				A 円	B 円

※上記に書ききれない場合は任意の様式に追加でご記入ください

医療費の計算について

「医療費控除」を選んだ場合	
A: 対象となる支払金額	円
B: 保険料等で補てんされる金額	円
C: A-B	円
D: 所得の合計金額	円
E: D × 0.05	円
F: Eと100,000円のいずれか少ない方 (最低負担金額)	円
G: C-F	円

「セルフメディケーション税制」を選んだ場合	
A: 対象となる支払金額	円
B: 保険料等で補てんされる金額	円
C: A-B	円
H: C-12,000円	円



G又はHの金額が
医療費控除の金額になります

※領収書の提出は不要です(ただし5年間は自宅で保存する必要があります)



よくあるご質問

Q1. 医療費控除の適用を受けたいのですが、領収書や明細書の提出は必要ですか？

平成29年分の申告から、領収書の提出は不要になりましたが、代わりに医療費控除の明細書の提出が必要になりました。医療費控除を適用される方は下記を参考に裏面明細書を作成し、申告書に添付してください。

※ただし領収書は自宅で5年間保存していただく必要があります。

(記入例)

医療を受けた方	続柄	病院・薬局等の支払先の名称	治療内容・医薬品名等	対象となる支払金額	支払った医療費のうち生命保険や社会保険で補填される金額
五條 一郎	本人	A病院	診察・治療	150,000	0
五條 花子	妻	B病院	診察・治療	100,000	20,000
五條 花子	妻	C電車・Dバス	交通費	8,000	0

令和7年中に五條一郎さんが支払った生計を一にする親族の医療費及び交通費についても含めることができます。

「医療を受けた方」、「病院・薬局等の支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

【注意】 支払った医療費から補てん額を差し引いた金額が10万円(総所得金額等200万円未満の方は所得の5%)以上でなければ医療費控除を受けることができません。

Q2. セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受けるには？

E 薬 局	
■ 領収書 ■	
	2025/11/25
★F胃腸薬	¥600
ビタミンドリンク	¥1,500
★鎮痛薬G	¥1,000
合計	¥3,100
★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

定期健康診断や予防接種等を受けている方で、本人や扶養親族にかかるスイッチOTC医薬品※1の購入費が12,000円以上である場合は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

セルフメディケーション税制を受ける場合にも裏面の医療費控除明細書の提出が必要です。

領収書に控除の対象であることが、記載されています。

※1 医師によって処方される医薬品から、薬局等で購入できるOTC医薬品に転用された医薬品をいいます。

【注意】上記Q1で説明の医療費控除との併用はできません。

Q3. 昨年中に農機具を買いました。減価償却費の計算方法について教えてください。

以下に事業所得の減価償却費の計算方法をまとめました。

①平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産の償却の計算 (定額法)
償却の基礎となる金額 × 定額法の 儻却率 × $\frac{\text{月数}}{12}$ = 減価償却費 (最後の年に残額1円を残します)
②平成19年3月31日までに取得した減価償却資産の償却の計算 (旧定額法)
償却の基礎となる金額 × 旧定額法の 儻却率 × $\frac{\text{月数}}{12}$ = 減価償却費
③平成19年3月31日までに取得した減価償却資産で、減価償却費の累積額が取得価格の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間における償却の計算
(取得価格 - 取得価格の95%相当額 - 1円) ÷ 5 = 減価償却費 (最後の年に残額1円を残します)

(計算例)		平成19年4月1日以降に取得したもの											
		・田植機：1台											
		・使用割合 (農業：100%)											
		・購入年月：令和7年7月											
機械・資産の種類	数量	取得年月	取得価格	計算区分	償却の基礎	耐用年数	ハ 儻却率	二 儻却月数	三 儻却費 (口×ハ×二)	四 使用割合	五 経費算入額 (ホ×ヘ)	六 未償却残高 (昨年のホ)-ホ	摘要
田植機	1	R7・7	600,000	旧・定	600,000	7	0.143	6 12	42,900	100 100	42,900	557,100	

主な減価償却資産の耐用年数と償却率(表にないもののはお問い合わせ下さい)

資産の種類	耐用年数	償却率		資産の種類	耐用年数	償却率	
		平成19年3月31日以前に取得 (旧定額法)	平成19年4月1日以降に取得 (定額法)			平成19年3月31日以前に取得 (旧定額法)	平成19年4月1日以降に取得 (定額法)
電気冷蔵庫	6	0.166	0.167	軽自動車	4	0.25	0.25
農機具	7	0.142	0.143	パソコン	4	0.25	0.25
木造建物作業場	15	0.066	0.067	普通自動車	6	0.166	0.167

※平成22年度(平成21年分)の申告から、農機具(農業用の機械等)は耐用年数が7年に統一されました。